

介護事業者の事故対応

夜間に転倒し頭部打撲で嘔吐、なぜ経過観察なのか？

— 受診できないことは最大のリスク —

■ 転倒のリスクより優先して対応すべきリスクとは？

特養に入所しているMさん(82才女性)は、胃ろうの上、重い認知症があるため要介護5の認定を受けています。Mさんは、定年まで働いていたため、一定の額の年金収入があります。また、一人息子が身元引受人になっています。息子は、月1回程度面会に来ますが、入所以来、年金支給日になるとMさんの資金を根こそぎ持って行ってしまいます。4年間もそんな状態が続いており、特養の支払いや病院の支払いも滞っています。施設では、息子さんに費用を支払うように督促していますが応じてくれません。

ある日、Mさんはベッドから転落して床に頭部を強打してしまいました。頭痛と嘔吐があったため看護師が緊急受診必要と判断し、付近の病院に受け入れを要請しましたが、Mさんはどこの病院にも未払いの診療費があり、受け入れてもらえず、仕方なく経過観察となりました。翌日、少し遠方の病院で受診し、CT検査を行いましたがいかなる異常はありませんでした。

連絡を受けて来所された弟さんから介護長に対して、「転倒などさせてもしものことがあったら困る。もっとしっかり見守りをしてほしい」との要望があり、今後は行動パターンをチェックし見守りを強化することで了解を得ました。

どのように対応すれば良かったのでしょうか？

息子による“経済的虐待？”を排除するにはどうしたら良いか？

[事例から学ぶ対応のポイント]

■ Mさんのリスク対策の優先順位

Mさんの直面する最も大きなリスクは転倒のリスクではありません。事故で重篤な状態になっても病院を受診できないことなのです。病院を受診できない理由は生活資金が全くないことであり、その原因はMさんの豊富な年金を一人息子が使い込んでしまうことです。つまり、この事故の対策は息子さんの要求通りに転倒しないように見守ることではなく、Mさんの年金管理をおこなうことが優先されるのです。



■ 息子による年金の使い込みは経済的虐待

平成18年4月に施行された「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(以下高齢者虐待防止法)」によれば、「養護者または親族が当該高齢者の財産を不当に処分すること」を養護者による虐待と規定しています(経済的虐待)。つまり、MさんはMさんの息子さんから虐待を受けている状態であり、施設は息子さんによる虐待からMさんを守らなければなりません。具体的には、施設は地域包括支援センターなどに通報して役所と協力して息子さんの経済的虐待を排除する措置を取らなくてはならないのです。なぜなら、高齢者虐待防止法には、「養介護施設従事者などは高齢者虐待の早期発見に努めなければならない」とも規定しているからです。

■ どのように息子の虐待を排除するのか？

では息子さんの年金の使い込みはどのようにやめさせたら良いのでしょうか？施設は身元引受人である利用者の家族へは、利用者の保護者として接していますので、家族による利用者の虐待に対して毅然とした対処をすることが難しいようです。また、家族を排除して利用者の金銭を強制的に管理する権限は施設にはありません。通常このようなケースでは、施設は包括支援センターや市町村の高齢福祉課などに協力を求め、市町村長を申立人として成年後見制度利用開始の審判を請求します。選任された後見人は利用者の財産を適切に管理すると同時に、必要があれば家族に対する準禁治産宣告の審判請求を裁判所に対して行い、利用者のとの接触を制限することができます。今後このような家族による高齢者虐待は増えると予想されますので、施設としても適切な対処を考えていかなければなりません。

発行責任者

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
マーケット開発部 市場開発室
担当 堀江・高橋 TEL 03-5789-6456

担当課・支社 代理店

株式会社福祉施設共済会
東京都渋谷区渋谷1-5-6 SEMPOSTビル
電話03-5466-0881 FAX03-5466-0882